

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家、顧客、取引先、従業員、地域社会等の信頼と期待に応え、企業の継続的發展と企業価値の向上を図ることが企業の社会的責任であるという認識のもと、経営の透明性、健全性及び事業活動における適法性を確保するとともに経営の監視機能を強化することが必要不可欠であると考えております。このような考え方から、お客様思考（期待のつくり込みと満足の追求）、格別志向（創造性へのこだわり）、環境志向（気持ちの良い社会と職場の実現）を経営理念の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、その取組みを行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友生命保険相互会社	1,900,000	5.65
株式会社三井住友銀行	1,487,000	4.42
虹技取引先持株会	1,392,000	4.14
堀田 一之	1,241,000	3.69
株式会社りそな銀行	1,050,000	3.12
株式会社神戸製鋼所	900,000	2.68
株式会社三菱東京UFJ銀行	700,000	2.08
三井住友信託銀行株式会社	601,000	1.79
虹技株式会社	597,996	1.78
虹技社員持株会	526,876	1.57

支配株主（親会社を除く）の有無

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 鉄鋼

直前事業年度末における（連結）従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における（連結）売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社や上場子会社を有しておらず、該当する特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6 名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩崎 和文	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩崎 和文	○	該当事項なし	岩崎和文氏は、財務および会計に関する高度な専門的知識を有し、長く大手監査法人等の業務に携わり、その豊富な経験と幅広い知見から当社の経営全般に的確な助言をいただけるものと判断いたしました。当社と岩崎和文氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。当社は、同氏を平成27年6月26日開催の取締役会において、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部監査については、独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、2名の体制で内部統制基本方針及びその他の社内規程並びに法令その他の社会的規範に基づき、内部統制システムの整備・運用状況の評価・是正を行っております。

監査役監査につきましては、監査役会は、社外監査役3名（常勤1名、非常勤2名）で構成され、各監査役は、株主の負託を受け、取締役の業務全般にわたって監査を行っております。

会計監査人との連携状況につきましては、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行うなど緊密な連携を保っております。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会う他、監査法人から会計監査の実施状況について適宜報告を受けております。

内部監査部門との連携状況につきましては、内部監査室（2名）と連携をとり、監査内容について確認すると同時に、監査方法等の意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
日置 善弘	他の会社の出身者	○												○
鈴木 克明	他の会社の出身者	○												○
松山 康二	公認会計士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
日置 善弘	○	該当事項なし。	大手鉄鋼業出身であり、従前の企業で培った業界における専門的な知見とコンプライアンスの観点から監査していただきたいためです。当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと考えております。また、平成27年6月26日開催の取締役会において、独立役員に指定しております。
鈴木 克明	○	該当事項なし。	同上。
松山 康二	○	該当事項なし。	財務および会計に関する高度な専門的知識を有し、長く大手監査法人等の業務に携わり、その豊富な経験と幅広い知見から社の経営全般に的確な助言をいただけるものと判断いたしました。当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。また、平成27年6月26日開催の取締役会において、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

更新

実施していない

該当項目に関する補足説明

平成19年6月28日に定時株主総会決議により発行された新株予約権につきましては、平成26年7月30日をもって行使期間満了となり、権利が失効いたしました。現在、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書および事業報告において、取締役、監査役、社外監査役毎の報酬の総額を開示しております。
なお、平成27年3月期の報酬等の額には、取締役5名に87百万円、監査役3名に23百万円(内社外監査役2名に17百万円)となっております。
(注)1.上記の取締役の報酬等の額には、使用人使用人業務取締役の使用人分給与(賞与含む)は含まれておりません。
2.上記支給人員および報酬等の額には、平成26年12月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、当社では、株主総会の決議により決定した取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内で、当社の事業規模、業務の特性、当連結会計年度の業績その他の諸般の事情を勘案いたしまして、各取締役の報酬等の額を取締役会の決議により、監査役の報酬等の額を監査役の協議により決定しております。
なお、平成18年6月29日開催の第101期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額144百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は、年額24百万円以内と決議いただいております

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを配置することとし、その人事については、取締役会と監査役が意見交換を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、現在取締役は6名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役3名)であります。当社の取締役会は、6名の取締役により構成される定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制をとっております。このほか、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定・監督機能と執行機能を分離し、監督機能の効効性と業務執行の効率性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役会は、社外監査役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成され、各監査役は監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的会合を持ち、取締役の職務執行を充分に監査できる体制をとっており、経営監視機能の客観性および中立性が確保されていると考え現在の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月定時株主総会招集通知発送日 6月5日 法定期日より約1週間程度の早期発送。
その他	招集通知のホームページ掲載。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、定時株主総会招集通知、決議通知、その他の資料を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部 総務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「企業倫理」、「企業行動指針」においてステークホルダーの立場の尊重について表明しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2002年5月にISO14001を認証取得し、環境負荷の低減に努めるとともに、品質・環境の統合マネジメントシステムの「方針」に基づき、自主的な環境保全活動に注力いたしております。 また、地域社会との共生を図るため近隣自治体および地域の活動に協力しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業倫理」および「企業行動指針」においてステークホルダーに対する積極的かつ公正な情報開示について規定しております。また、重要な会社情報を適時適切に開示する体制を整えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制の目的とする「財務報告の信頼性」、「業務の有効性及び効率性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」に努め、業務の適正を確保するための体制として取締役会において以下の通り「内部統制システムの基本方針」を決議し、取組を進めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人を含めた行動規範として「企業行動指針」を定め、その周知徹底を図り、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社企業グループのコンプライアンスを横断的に統括しております。

取締役および使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、コンプライアンスの観点から各事業部主催の会議・報告会等へ出席し、必要かつ有効な助言・アドバイスを行っております。

また、必要に応じて監査役は、取締役・使用人・子会社から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求めています。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」および「内部監査実施細則」に基づき、業務のモニタリング等を実施しております。

一方、内部通報制度を再構築し、国内においては、社外法律事務所を「社外相談窓口」、総務部長、内部監査室長を「社内相談窓口」とした制度を適正に運用し、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」および「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議または決議し、記録を残しております。取締役会議事録には、取締役の業務の執行状況を明確にするため、上程者または報告者の氏名を明記するとともに、決議事項における賛否の状況、発言があった場合の内容を記載しております。取締役会議事録・稟議書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および国内連結子会社5社は、コンプライアンス、環境・安全リスクに対処するため、当社の「コンプライアンス委員会規程」、「コンプライアンス推進リーダー規程」、「環境管理規程」および「安全衛生管理規程」に基づき、コンプライアンス、環境面・安全衛生面でのリスクマネジメントを行っております。

また、総括安全衛生管理者を責任者とする「安全衛生管理委員会」を設け、毎月会議を実施し、平時・有事の危機管理にあたることとしております。

事業リスクへの対応としては、取締役・監査役ならびに経理部・内部監査室出席による全事業部の予算・実績状況および事業環境等のモニタリングを定期的の実施し、リスクを未然に防止する体制をとっております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、6名の取締役(うち社外取締役1名)により構成され、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制をとっております。

また、取締役会の意思決定・監督機能と執行機能を分離し、責任の明確化と機動的な業務執行を行える経営体制の構築を図るため、執行役員制度を導入しております。

当社の監査役会は、社外監査役3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的な会合をもち、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社および当社企業グループは、当社国内連結子会社5社については、各子会社を管理する当社管轄事業部の下、「企業行動指針」に基づくコンプライアンス体制の構築を図っており、海外子会社(天津虹岡鋳鋼有限公司)については、代表者会議等を開催し、経営課題の討議を行い、企業グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社の事前承認を得るものとしたしております。

なお、必要に応じて当社監査役は、海外子会社の調査を行い、業務の適正化の確保につとめております。

また、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定め、適正かつ有効な内部統制システムの整備・運用を進めております。さらに、子会社従業員等も対象とした内部通報制度により、当社および当社企業グループにおける法令遵守や業務の適正化の実効性を図っております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを配置することとし、その人事については、取締役会と監査役が意見交換を行うこととしております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査役会に出席する当社および当社企業グループの取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしており、監査役に報告を行ったものが、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保することとしております。

なお、取締役は以下の事項を報告すべき事項としております。

ア 当社および当社企業グループに著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実

イ 取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項

また、当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、各事業部主催の会議・報告会等へ出席し、経営上の重要事項等について適時報告を受けられる体制としております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要の都度、担当者からの説明・意見を求めています。

なお、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および当社企業グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

以 上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社企業グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜図表＞内部統制システム及びリスク管理体制等の整備の状況の概略図



